

(4) 自動車税(種別割)・(環境性能割)、 軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たす場合の申請により、自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免を受けることができます。一定の要件については、下記のフローチャートに従い、表1～表2を確認してください。

※ 注意事項

- ① タクシー券の交付(P20)を受けていないこと。(自動車税(種別割)等の減免を受ける場合には、タクシー券の返還が必要です。)
- ② 減免の対象となる自動車は、障がい者(児)1人につき1台です。
- ③ 事業用車両は、減免の対象になりません。
- ④ すでに減免を受けていて次の事由に該当する場合は直ちに届出をしてください。
 - ・ 自動車を障がい者のために使用しなくなった
 - ・ 障がい者が亡くなった
 - ・ 自動車を替えた
 - ・ 運転者が障がい者と生計を一に(常時介護)しなくなった
- ⑤ 自動車税(種別割)については、申請月からの月割減免があります。ただし、自動車税(種別割)は当該年度の4月1日時点の所有者に課税されるため、年度途中で障がい者の方の名義に変更した場合は、月割減免の対象とはなりません。
- ⑥ 軽自動車税(種別割)については、納税通知書が届いてから納期限までに減免の申請をしてください。また、軽自動車税(種別割)の月割減免はありません。当該年度の4月1日(軽自動車税(種別割)の課税基準日)に表1～表2の手帳を所持していない場合は減免対象外です。

フローチャート 種別割のフローチャートです。環境性能割は各申請窓口へお問い合わせください。

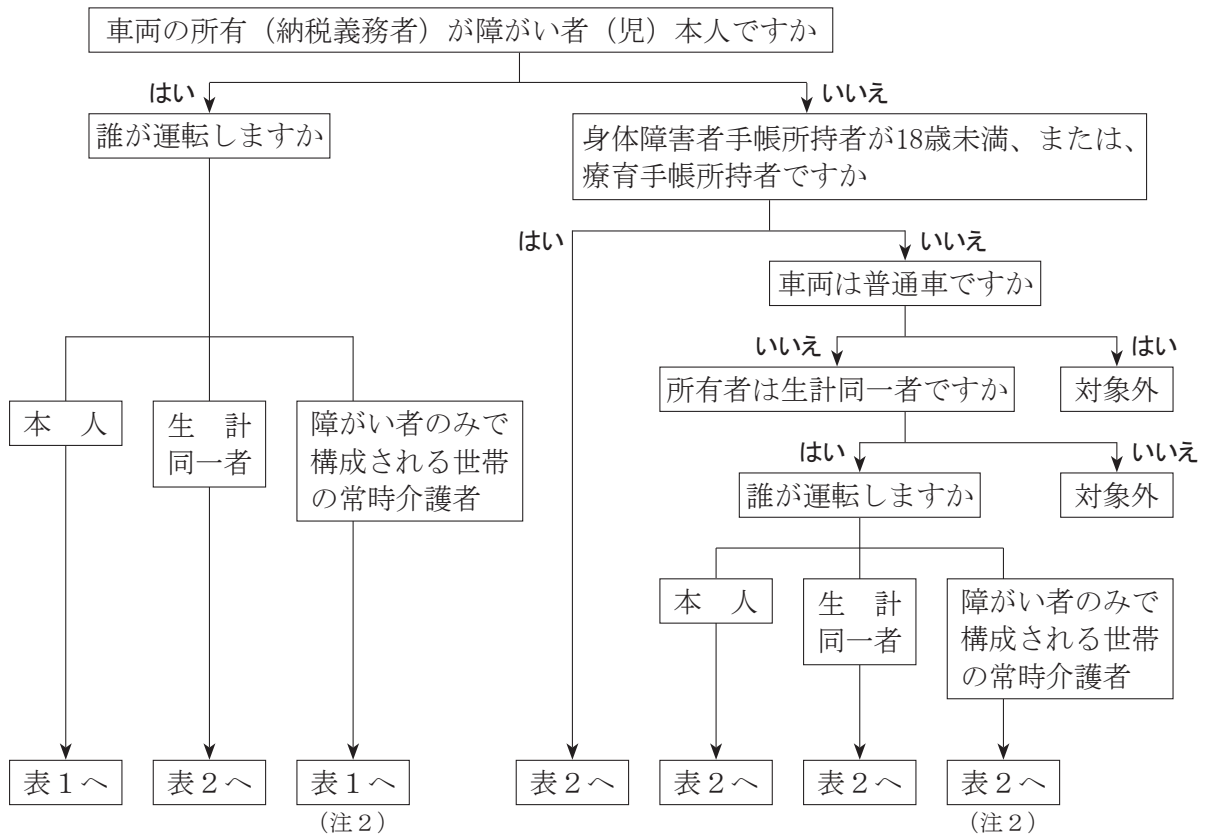


表1 ・障がい者本人が所有し、障がい者本人が運転する場合
 ・障がい者のみで構成されている世帯で、障がい者本人が所有し常時介護する者(注2)が運転する場合

対象となる障がいの程度	手帳の種類		障がい等級(障がいの程度) (※2)		
	障がい区分				
	身体障害者手帳(※1)	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
		聴覚障害		2級及び3級	
		平衡機能障害		3級	
		音声機能障害		3級(喉頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそしゃく機能の喪失は除く。)	
		上肢不自由		1級及び2級又は3級の障がいがある場合(※3)	
		下肢不自由		1級から6級までの各級又は7級の障がいがある場合(※3)	
		体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級及び2級
			移動機能		1級から6級までの各級
		心臓機能障害		1級及び3級	
		じん臓機能障害		1級及び3級	
		呼吸器機能障害		1級及び3級	
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	
		小腸の機能障害		1級及び3級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
		肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
	療育手帳		A1及びA2(次回判定年月の到達以前であること)		
	※1 身体障害者手帳に「再認定審査年月」の記載がある場合は「再認定審査年月」の到達以前であること。 ※2 障がい等級は、手帳の総合等級ではなく、「障がい区分」ごとの障がい等級により判断します。 ※3 「上肢不自由3級」「下肢不自由7級」各級の中で複数の障がいがあるときは、1級上の級として判断し減免の対象となる場合があります。				
申請窓口	自動車税(種別割)・(環境性能割)	大分県税事務所 自動車税管理室 大分市大津町3-4-13 交通会館2階	TEL 097-552-1121		
	軽自動車税(種別割)	大分市役所 税制課 大分市役所 第2庁舎3階	TEL 097-537-7314		
	軽自動車税(環境性能割)	軽自動車検査協会内大分県税事務所 軽自動車分室 大分市三佐5-1-27	TEL 097-522-1366		
※減免額等詳細につきましては、上記各申請窓口へお問い合わせください。					
減免申請に必要な書類等	【自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)】減免申請に必要な書類等は上記各申請窓口へお問い合わせください。		【軽自動車税(種別割)】 (1) 身体障害者手帳、療育手帳 (2) 運転者の運転免許証 (3) 自動車検査証 (4) 納税通知書(納付をしないでください) (5) 納税義務者の「個人番号確認書類(個人番号カードなど)」 (6) 来庁者の「身元確認書類(運転免許証など)」 (7) 『常時介護証明書』(注2)		
	※申請受付は5月のみとなります。 (納税通知書が届いてから納期限までに申請してください。)				

表2 ・障がい者本人が所有し、生計を一にする者が運転する場合
 ・生計を一にする者が所有し、障がい者本人が運転する場合
 ・生計を一にする者が所有し、生計を一にする者が運転する場合
 ・生計を一にする者が所有し、障がい者のみで構成される世帯の常時介護する者が運転する場合

(1)減免の要件(P26～P27)を満たすこと。(注1)(注2)

(2)身体障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者の場合は、普通自動車でも生計を一にする者の所有で可。

対象となる障がいの程度	手帳の種類		障がい等級(障がいの程度) (※2)	
	身体障 害者 手帳 (※1)	障がい区分		
		視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
		聴覚障害		2級及び3級
		平衡機能障害		3級
		音声機能障害		3級(喉頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそ しゃく機能の喪失は除く。)
		上肢不自由		1級及び2級又は3級の障がい複数ある場合(※3)
		下肢不自由		1級から3級までの各級又は4級の障がい複数あ る場合(※3) 4級から6級までの各級又は7級の障がい複数あ る場合(※3)で他の障害を重複する場合は、身体障 害者手帳の等級が1級又は2級(※4)
		体幹不自由		1級から3級までの各級
		乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢 機能	1級及び2級
			移動 機能	1級から3級までの各級 4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合 は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級(※4)
		心臓機能障害		1級及び3級
		じん臓機能障害		1級及び3級
		呼吸器機能障害		1級及び3級
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
		小腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級までの各級		
肝臓機能障害		1級から3級までの各級		
療育手帳		A1及びA2(次回判定年月の到達以前であること)		
※1 身体障害者手帳に「再認定審査年月」の記載がある場合は「再認定審査年月」の到達以前であること。 ※2 障がい等級は、手帳の総合等級ではなく、「障がい区分」ごとの障がい等級により判断します。 ※3 「上肢不自由3級」「下肢不自由4級」「下肢不自由7級」各級の中で複数の障がいがあるときは、1級上の 級として判断し減免の対象となる場合があります。 ※4 下肢若しくは移動機能の6級までの障がいを含み、他の障がいを重複する場合は、身体障害者手帳の総 合等級が1級又は2級の方も対象となります。				
申請窓 口	自動車税(種別割)・ (環境性能割)	大分県税事務所 自動車税管理室 大分市大津町3-4-13 交通会館2階	TEL 097-552-1121	
	軽自動車税 (種別割)	大分市役所 税制課 大分市役所 第2庁舎3階	TEL 097-537-7314	
	軽自動車税 (環境性能割)	軽自動車検査協会内大分県税事務所 軽自動車分室 大分市三佐5-1-27	TEL 097-522-1366	
※減免額等詳細につきましては、上記各申請窓口へお問い合わせください。				
減免申 請に必 要な 書類等	【自動車税(種別割)・(環境性能 割)、軽自動車税(環境性能割)】 減免申請に必要な書類等は上記 各申請窓口へお問い合わせくだ さい。		【軽自動車税(種別割)】 (1) 身体障害者手帳、療育手帳 (2) 運転者の運転免許証 (3) 自動車検査証 (4) 納税通知書(納付をしないでください) (5) 納税義務者の「個人番号確認書類(個人番号カードなど)」 (6) 来庁者の「身元確認書類(運転免許証など)」 (7) 『生計同一証明書』『常時介護証明書』(車の所有者・ 運転者が障がい者と別居している場合)(注1)(注2) ※申請受付は5月のみとなります。 (納税通知書が届いてから納期限までに申請してください。)	

(注1) 軽自動車税(種別割)の減免に係わる『生計同一証明書』について

軽自動車税(種別割)の減免に係わる『生計同一証明書』については、省略ができる場合があります。詳しくは、市役所税制課(TEL097-537-7314)にお問い合わせください。

発行窓口は、市役所障害福祉課です。各支所等では取り扱いがありませんので、ご注意ください。
なお、生計同一証明書の発行要件は下記①②です。

- ① 運転者または所有者が生計同一者であること。
なお、「生計同一者」とは、所得税法上の「生計を一にする」と同義であり、同一の生活共同体に属して日常生活の資を共にしている方です。具体的には、所得税法上の扶養控除の対象又は住民票上同一世帯であること等により判断します。
- ②-1 軽自動車の所有者が障がい者本人で生計を一にする者が運転する場合、当該軽自動車を障がい者(児)の通学、通院、通所若しくは生業(※1)のために、少なくとも1年以上継続して月1回程度以上使用していること。
- ②-2 軽自動車の所有者が生計を一にするものの場合、当該軽自動車を障がい者(児)の通学、通院、通所、若しくは生業(※1)のために月2回以上かつ全運行日数の8割以上使用していること。

(※1)「通学、通院、通所若しくは生業」とは次のとおりです。

「通学」	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校(国、地方公共団体、学校法人が設置する学校)に通うこと。
「通院」	治療・機能維持回復などのために医療法上の医療機関に通うこと。(障がいとの関連は問わないが、慢性疾患等で長期間の通院を要する)
「通所」	次の施設に通うこと。 ・障害者総合支援法の規定による通所サービスを行う事業所及び地域活動支援センター ・身体障害者福祉法に規定する通所施設 ・児童福祉法に規定する障がい児のための通所施設 ・児童福祉法に規定する保育所 ・その他の施設等 職業訓練施設、手話教室、予備校等長期間に及ぶもので、障がい者の社会復帰に必要と考えられるもの(老人福祉施設・介護施設は除く)。
「生業」	自己の生活を維持するための収入を得ること。

※なお、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する入所施設(グループホーム、盲・ろう・特別支援学校の寄宿舎を含む)に入所中の方及び医療機関に入院中の方で継続して月1回程度以上帰宅する場合は通院・通所等とみなします。

市役所障害福祉課で発行する『生計同一証明書』の手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・運転者の運転免許証
- ・自動車検査証
- ・300円(証明発行手数料)

※軽自動車税(種別割)減免申請の期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。

(注2) 軽自動車税(種別割)の減免に係わる『常時介護証明書』について

発行窓口は、市役所障害福祉課です。各支所等では取り扱いがありませんので、ご注意ください。
なお、常時介護証明書の発行要件は下記①②です。

- ① 運転者が常時介護者であること。
なお、「常時介護者」とは、障害者手帳を交付されている方のみで構成されている世帯(18歳未満のものを除く。)の障がい者のために日常的(週3日程度以上)に自動車を運転する方です。
- ② 対象となる軽自動車を障がい者(児)の通学、通院、通所、若しくは生業(※2)のために、少なくとも1年以上継続して週3回程度以上日常的に使用していること。
★なお、当該軽自動車の所有者が生計を一にする方の場合には障害福祉課が発行する「生計同一証明書」も併せて必要です。(※P27②-2の発行要件を満たすこと)

(※2)「通学、通院、通所若しくは生業」とは次のとおりです。

「通学」	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校（国、地方公共団体、学校法人が設置する学校）に通うこと。
「通院」	治療・機能維持回復などのために医療法上の医療機関に通うこと。（障がいとの関連は問わないが、慢性疾患等で長期間の通院を要する）
「通所」	次の施設に通うこと。 ・障害者総合支援法の規定による通所サービスを行う事業所及び地域活動支援センター ・身体障害者福祉法に規定する通所施設 ・児童福祉法に規定する障がい児のための通所施設 ・児童福祉法に規定する保育所 ・その他の施設等 職業訓練施設、手話教室、予備校等長期間に及ぶもので、障がい者の社会復帰に必要と考えられるもの（老人福祉施設・介護施設は除く）。
「生業」	自己の生活を維持するための収入を得ること。

※なお、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する入所施設（グループホーム、盲・ろう・特別支援学校の寄宿舎を含む）に入所の方及び医療機関に入院中の方で継続して月1回程度以上帰宅する場合は通院・通所等とみなします。

市役所障害福祉課で発行する『常時介護証明書』の手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・運転者の運転免許証
- ・自動車検査証
- ・300円(証明発行手数料)

※軽自動車税(種別割)減免申請の期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。